



四万十町教育長訓令第1号

各小中学校
各地域振興局

四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和2年3月4日

四万十町教育長 川上 哲男



四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 「高知県運動部活動ガイドライン」並びに「四万十町運動部活動ガイドライン」に基づき、四万十町立中学校の取組状況や成果の検証を行う等、四万十町の運動部活動の運営の適正化及び活動の充実に向けて総合的に支援することを目的として、四万十町運動部活動改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会の協議事項は次のとおりとする。

- (1) 運動部活動の適切な運営のための体制整備とともに、その成果と課題の検証に関すること
- (2) 生徒にとっての合理的でかつ効率的・効果的な運動部活動の推進のための取組に関すること
- (3) 生徒のニーズを踏まえた学校・地域スポーツ環境の整備に関すること
- (4) その他、上記の事項以外で運動部活動の在り方や効果的な運用等に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 四万十町立中学校の保護者 3人以内
- (2) 四万十町小中学校校長会に属するもの 1人
- (3) 四万十町中学校体育連盟に属するもの 1人

- (4) 総合型地域スポーツクラブに属するもの 2人以内
- (5) 学校教育課長
- (6) 生涯学習課長
- (7) 教育対策監

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員が辞したときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、資料の提供、説明、その他必要な意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課内において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、令和2年3月4日から施行する。